

前堀地区地区計画の内容

名称	前堀地区地区計画																				
位置	一関市中里字荒谷、字石川瀬、字雲南、字上大林、字在家、字神明、字照井、字舟場、字南白幡、字新川原、字川原及び字二番谷起、並びに狐禅寺字石ノ瀬地内																				
面積	約107.2ha																				
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の中心市街地から北側に位置し、地区の中央を主要地方道一関大東線が整備され、広域交通の結節点である一関インターに直結されている。</p> <p>又、一ノ関駅東口及び東工業団地等へのアクセス性に優れた地区である。このため、本地区計画は、現在形成されている低層住宅の環境を保全するとともに、地区の特性である広域交通基盤を活用した利便性の高い市街地形成を目指す。</p>																				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>沿道・流通地区については、建築用途の規制により周辺の住環境との調和を図る。</p> <p>住居地区については、建築物の高さ規制により良好な住宅地として環境を保全する。</p> <p>地区施設配置は、地形的要因に配慮するとともに、地区内交通処理に対応できるよう必要な幅員を確保し、適切に配置するとともに、既存の道路の整備を行う。又、緑豊かなうらおいのある地区環境を形成するため、既存の屋敷林や雑木林を保全する。</p>																				
土地利用に関する方針	<p>地区の中央を貫通している主要地方道周辺は、沿道サービス施設・流通地区とし、地区の特性を活用した、まとまった規模の環境に優しい工場や流通・商業系の施設の立地を図る。</p> <p>既存の住宅地が立地する沿道周辺の背後地は、堤防等の緑を活用した良好な居住環境を維持するため、居住地区として住宅を主体とした土地利用を図る</p>																				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<table border="1"> <tr> <td>道路1号 幅員 8m</td> <td>延長約 840m</td> </tr> <tr> <td>道路2号 幅員 8m</td> <td>延長約 450m</td> </tr> <tr> <td>道路3号 幅員 6m</td> <td>延長約 220m</td> </tr> <tr> <td>道路4号 幅員 15m</td> <td>延長約 180m</td> </tr> <tr> <td>道路5号 幅員 15m</td> <td>延長約 160m</td> </tr> <tr> <td>道路6号 幅員 12m</td> <td>延長約 950m</td> </tr> <tr> <td>道路7号 幅員 8m</td> <td>延長約 470m</td> </tr> <tr> <td>道路8号 幅員 8m</td> <td>延長約 1,410m</td> </tr> <tr> <td>道路9号 幅員 12m～16m</td> <td>延長約 1,190m</td> </tr> </table>		道路1号 幅員 8m	延長約 840m	道路2号 幅員 8m	延長約 450m	道路3号 幅員 6m	延長約 220m	道路4号 幅員 15m	延長約 180m	道路5号 幅員 15m	延長約 160m	道路6号 幅員 12m	延長約 950m	道路7号 幅員 8m	延長約 470m	道路8号 幅員 8m	延長約 1,410m	道路9号 幅員 12m～16m	延長約 1,190m
	道路1号 幅員 8m	延長約 840m																			
	道路2号 幅員 8m	延長約 450m																			
	道路3号 幅員 6m	延長約 220m																			
道路4号 幅員 15m	延長約 180m																				
道路5号 幅員 15m	延長約 160m																				
道路6号 幅員 12m	延長約 950m																				
道路7号 幅員 8m	延長約 470m																				
道路8号 幅員 8m	延長約 1,410m																				
道路9号 幅員 12m～16m	延長約 1,190m																				
地区の区分	地区の名称	沿道・流通地区	住居地区																		
	地区の面積	約49.9ha	約57.3ha																		
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地上階数が4以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿（店舗、事務所等併設のものを含む） 2 建築基準法別表第2（リ）項第3号及び第4号に掲げる建築物。 3 建築基準法別表第2（る）項第3号に掲げる建築物。 4 建築基準法別表第2（を）項第8号に掲げる建築物。 																			
	建築物等の高さの最高限度又は最低限度	敷地地盤面からの高さは10m以下とする。																			

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」